

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

告 示

鳥取県告示第九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、岩美町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（平成十年一月二十三日現在
の地番による。）

新たに生じた土地の面積

大字網代字大網代四一五、四一八、四一九の地先

五、一六一・六六平方メートル

鳥取県告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成十年三月二十四日からその効力を生ずる。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（市町村振興課）

字の区域の変更（ 〃 ）

生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）

生活保護法による診療所の休止（ 〃 ）

生活保護法による診療所の廃止（ 〃 ）

土地改良区の役員就任（農村整備課）

土地改良区の役員就退任（ 〃 ）

土地改良区の定款の変更の認可（ 〃 ）

土地改良区の合併の認可（ 〃 ）

県営土地改良事業計画の変更（ 〃 ）

保安林の指定の解除予定（森林保全課）

基本測量の終了（管理課）

建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等（ 〃 ）

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

開発行為に関する工事の完了（ 〃 ）

都市計画事業の事業計画の変更の認可（ 〃 ）

選挙管理委員会の招集

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

区域を変更する町の名称
 同上の区域（平成十年一月二十三日現在の地番による。）
 大字網代字大網代
 大字網代字大網代の全域
 大字網代字大網代四一五、四一八、四一九の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林本通薬局	鳥取市末広温泉町一二六	平成九年十二月八日
社団法人鳥取県中部歯科医師会口腔衛生センター	倉吉市東巖城町六八	平成九年十二月二十六日
山本整形外科医院	米子市大篠津町一二六	平成十年二月十七日
よびえ訪問看護ステーション いずみ	西伯郡淀江町大字淀江一二一〇一	〃
訪問看護ステーション さしもと	西伯郡岸本町大原九二七一一	平成十年三月十八日
ケアタウン薬局	米子市奥谷一二三五一一	〃

鳥取県告示第九十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
藤井内科クリニック	倉吉市東巖城町一八三一一	平成十年二月一日

鳥取県告示第二百号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山本整形外科内科医院	米子市大篠津町一二六	平成十年一月二日

鳥取県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 浅田 義彰 東伯郡赤碕町大字出上三三三三

田中 満雄 東伯郡赤碕町大字八幡七九二一

平成十年三月六日就任 任期平成十二年六月二十日まで

鳥取県告示第二百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 西山 義治 倉吉市俣谷八八

松島 平 倉吉市福本二二

野島 正義 倉吉市福富一七〇

野島 忠徳 倉吉市沢谷二四二

熊谷 四郎 倉吉市杉野一九一

福井 修身 倉吉市中野二二六

福永 哲規 倉吉市中野二二一

森本 剛 倉吉市長谷四三一

森本 隆義 倉吉市森二四七一

佐々木 昭義 倉吉市大河内三八三

佐々木 泉 倉吉市大河内一一八

景山 正 倉吉市俣谷一八七

金居 清富 倉吉市杉野一七三

平成十年二月二十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 西山 義治 倉吉市俣谷八八

松島 平 倉吉市福本二二

福井 和夫 倉吉市福富一〇四

野島 忠徳 倉吉市沢谷二四二

金居 清富 倉吉市杉野一七三

福井 修身 倉吉市中野二二六

福永 哲規 倉吉市中野二二一

森本 剛 倉吉市長谷四三一

森本 隆義 倉吉市森二四七一

佐々木 長男 倉吉市大河内四四二

佐々木 泉 倉吉市大河内一一八

福井 範之 倉吉市福富二二

重道 宗克 倉吉市長谷六二

平成十年二月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第二百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、光徳土地改良区の定款の変更を平成十年三月十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定に基づき、土地改良区の合併を平成十年三月十九日認可したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 合併により設立する土地改良区

気高町土地改良区

二 合併により解散する土地改良区

瑞穂地区土地改良区

逢坂地区土地改良区

鳥取県告示第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業大倉地区農業用排水、農道整備、暗きよ排水及び区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十年三月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡中山町御崎字徳山六一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

（次の図）は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量(二万五千分の一地形図修正測量作業)

二 作業地域 鳥取市、米子市及び境港市並びに岩美郡福部村、八頭郡那家町、船岡町、

河原町、用瀬町及び佐治村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに西伯

郡日吉津村

三 終了年月日 平成十年三月十六日

鳥取県告示第二百八号

平成十年度において県が発注する建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)であつて地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるもの一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めただけで告示する。

なお、県外に主たる営業所を有する建設業者について平成八年一月鳥取県告示第十九号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)又は平成九年一月鳥取県告示第三十五号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づいて認定された資格及び県内に主たる営業所を有する建設業者について平成九年一月鳥取県告示第三十五号に基づいて認定された資格は、この告示に基づいて認定され

た資格とみなす。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 資格の区分

資格は、別表の上欄に掲げる発注工事種別ごとに認定する。

二 申請手続

1 申請書の提出方法

資格審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)に次の書類を添え、鳥取県土木部管理課建設業係(千六八〇一八五七〇鳥取市東町一丁目二二〇 電話〇八五七二二六―七三四七)へ提出すること。なお、郵送も可とする。

- (一) 建設業許可証明書
- (二) 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種別表
- (三) 営業所一覧表
- (四) 工事経歴書
- (五) 法人にあつては、登記簿謄本
- (六) 使用印鑑届
- (七) 印鑑証明書
- (八) 審査基準日(平成八年十月一日から平成九年九月三十日までの間に係る直近の営業年度の終了の日をいう。以下同じ。)における経営事項審査結果通知書の写し
- (九) 委任状(委任する場合に限る。)

2 申請書等の様式

申請書等の様式については、鳥取県土木部管理課に問い合わせ、その指示に従う

発注工事種別	建設工事の種類類
一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼)

1 法律第三条第一項に規定する建設業の許可を受けていない者
 2 審査基準日における法第二十七条の二十三第一項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けていない者
 3 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種類別について、審査基準日の直前の二営業年度において工事施工金額のない者
 四 資格審査の結果の通知
 資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。
 五 資格の有効期間
 資格の有効期間は、資格を付与された日から平成十一年三月三十一日までとする。

ほ装工事	ほ装工事(ほ)
鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼)
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事(土)
港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)
さく井工事	さく井工事(井)
一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋)
管工事	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清)
建具工事	建具工事(具) ガラス工事(ガ)
内外装工事	左官工事(左) 石工事(石) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内)
屋根工事	屋根工事(屋) 板金工事(板)
電気工事	電気工事(電) 電気通信工事(通) 消防施設工事(消)
通信設備工事	電気通信工事(通)
交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事(と) 塗装工事(塗)
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事(と) 防水工事(防)

鳥取県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画ごみ焼却場 河崎ごみ焼却場

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第二百十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年十月一日 鳥取県指令鳥土維第七百九十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町北一丁目六四四

山根 寿男

鳥取県告示第二百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十三条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 五・八・一号湖山池公園

三 事業施行期間

平成五年十二月二十四日から平成十二年三月三十一日まで

（変更前平成五年十二月二十四日から平成十年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

申請者	氏名又は名称	株式会社ニューギン	
	住所	名古屋市中村区鳥森町三丁目56	
法人にあってはその代表者の氏名			
新井 悠司			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRわくわく探検隊3	株式会社ニューギン
申請者	氏名又は名称	高砂電器産業株式会社	検定番号
	住所	大阪市鶴見区今津北四丁目9-10	800028
法人にあってはその代表者の氏名			
濱野 準一			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	モモタロウサンジョウ	高砂電器産業株式会社
申請者	氏名又は名称	株式会社マックスアライド	検定番号
	住所	堺市常磐町三丁目27	740355
法人にあってはその代表者の氏名			
博光			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	ピーピージャンキー7	株式会社マックスアライド
申請者	氏名又は名称	株式会社マックスアライド	検定番号
	住所	堺市常磐町三丁目27	740429
法人にあってはその代表者の氏名			
博光			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	ピーピージャンキー7	株式会社マックスアライド
申請者	氏名又は名称	株式会社マックスアライド	検定番号
	住所	堺市常磐町三丁目27	740429
法人にあってはその代表者の氏名			
博光			

申請者	氏名又は名称	株式会社バルテック	
	住所	大阪市北区東天満二丁目1-2	
法人にあってはその代表者の氏名			
中野 純弘			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	デマキング	株式会社バルテック
申請者	氏名又は名称	株式会社バルテック	検定番号
	住所	大阪市北区東天満二丁目1-2	740410
法人にあってはその代表者の氏名			
中野 純弘			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	デマキング	株式会社バルテック
申請者	氏名又は名称	株式会社バルテック	検定番号
	住所	大阪市北区東天満二丁目1-2	740410
法人にあってはその代表者の氏名			
中野 純弘			